



第122回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2023年6月29日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催場所

東京都中央区日本橋浜町三丁目22番1号
日本橋浜町Fタワープラザ 3階
Fタワープラザホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

書面（郵送）またはインターネットによる議決権行使期限

2023年6月28日（水）午後5時15分まで
※詳細につきましては、2・4頁をご参照ください。

目次

第122回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 取締役9名選任の件	6
第3号議案 監査役2名選任の件	12
事業報告	15
連結計算書類	37
計算書類	41
監査報告書	46

▶第122回定時株主総会におきまして、お土産の配付は予定しておりません。何卒ご理解のほど宜しくお願い申し上げます。

東海運株式会社

証券コード：9380

証券コード：9380
2023年6月7日
(電子提供措置の開始日 2023年6月6日)

株 主 各 位

東京都中央区晴海一丁目8番12号
東 海 運 株 式 会 社
代表取締役社長 松 井 伸 介

第122回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第122回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第122回定時株主総会招集ご通知」及び「第122回定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付
書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しておりますので、アクセスのうえ、ご確認ください
ますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<http://www.azumaship.co.jp/ir/service1.html>



また、電子提供措置事項は、上記のほか、インターネット上の下記東証ウェブサイトにも掲載して
おります。東証ウェブサイトにおいては、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基
本情報」「縦覧書類 / PR情報」を選択のうえ、ご覧ください。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）またはインターネットによって議決権を行使することができ
ますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月28日(水曜
日)午後5時15分までに議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1. **日時** 2023年6月29日(木曜日) 午前10時 (受付開始 午前9時)
 2. **場所** 東京都中央区日本橋浜町三丁目22番1号
日本橋浜町Fタワープラザ3階 Fタワープラザホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
 3. **目的事項**
報告事項
 - (1) 第122期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
 - (2) 第122期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)
計算書類の内容報告の件
- 決議事項**
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役9名選任の件
 - 第3号議案 監査役2名選任の件
4. **議決権行使についてのご案内**
 - (1) 書面(郵送)による議決権行使の場合
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、前頁に
記載の行使期限までに到着するようにご返送ください。議決権行使書面
において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたも
のとして取り扱わせていただきます。
 - (2) インターネットによる議決権行使の場合
4頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認の
うえ、前頁に記載の行使期限までに議決権を行使してください。
 5. **その他本招集ご通知に関する事項**
 - (1) 会社法改正により、電子提供措置事項について前頁に記載の各ウェブサ
イトにアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに
書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなり
ましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、
一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしております。

(2) 電子提供措置事項のうち、次に掲げる事項につきましては、法令及び当社定款の定めに基づき、本招集ご通知には記載しておりません。

・連結計算書類の「連結注記表」

・計算書類の「個別注記表」

なお、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類には、本招集ご通知に記載しております各書類のほか、上記書類も含まれております。

以上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - ◎ 株主総会の運営スタッフは、マスク着用で対応をさせていただきます。

[インターネットによる議決権行使のご案内]

インターネットにより本総会の議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する下記の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことよってのみ可能です。

[議決権行使ウェブサイトURL] ウェブ行使 <https://www.web54.net>



2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、株主総会開催日前日の2023年6月28日（水曜日）午後5時15分までに行使されますようお願いいたします。
- (3) 書面（郵送）とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。
- (4) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効としたします。
- (5) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料等）は、株主様のご負担となります。

3. 議決権行使コード及びパスワードのお取扱いについて

- (1) パスワードは行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コード及びパスワードは、本総会に限り有効です。

4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせについて

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
[電話]0120-652-031 (受付時間 9:00~21:00)
- (2) その他のご照会は、下記の問い合わせ先をお願いいたします。
 - ①証券会社に口座をお持ちの株主様
お取引の証券会社宛にお問い合わせください。
 - ②証券会社に口座をお持ちでない株主様（特別口座をお持ちの株主様）
三井住友信託銀行 証券代行事務センター
[電話]0120-782-031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案

剰余金の処分の件

当期の剰余金の処分につきましては、安定的な配当の維持、経営体質の強化と今後の事業展開等を勘案し、下記のとおりといたしたいと存じます。

なお、期末配当金につきましては、1株当たり4円（特別配当1円を含む）といたしたいと存じます。これにより、当期の年間配当金は、すでにお支払いしております中間配当金3円（特別配当1円を含む）を含め、1株当たり7円となります。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金4円 総額 113,361,280円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年6月30日

第2号議案

取締役9名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、社外取締役3名を含む取締役全員（9名）の任期が満了いたします。

つきましては、社外取締役3名を含む取締役9名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	地位	担当等
1	まつい しんすけ 松井 伸介	再任	代表取締役社長 監査部管掌
2	やなぎだ しょういち 柳田 祥一	再任	取締役 常務執行役員 特命事項担当 (コンテナ船社、コンテナターミナル、港運業界)
3	しば のぶひろ 斯波 伸宏	再任	取締役 常務執行役員 人事部、経理部、海外企画部、 関東事業部担当
4	おぐま けいじ 小熊 佳司	再任	取締役 常務執行役員 営業本部長
5	なかやま のりあき 中山 典昭	再任	取締役 常務執行役員 サステナビリティ推進部、 企画管理部、海運事業部担当
6	ねづ よしあき 根津 由明	新任	常務執行役員 京浜事業部、中部事業部、 九州事業部担当
7	おおすぎ ひでお 大杉 秀雄	再任	社外 独立 取締役
8	よしだ みのる 吉田 稔	再任	社外 独立 取締役
9	かつみ かずひろ 勝海 和弘	再任	社外 独立 取締役

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
1	まつ い しん すけ 松 井 伸 介 (1963年10月20日)	1988年 4 月 当社入社 2008年10月 当社環境事業室長 2010年 7 月 当社営業企画部長 2016年 4 月 当社九州事業部長 2017年 4 月 当社執行役員九州事業部長 2018年 4 月 当社執行役員海運事業部長 2018年 6 月 当社取締役執行役員海運事業部長 2019年10月 当社取締役執行役員 2021年 4 月 当社取締役常務執行役員 2022年 4 月 当社代表取締役社長 (現在に至る) 【管掌】 監査部	7,400株
[取締役候補者とした理由] 当社の営業部門及び事業部門において、豊富な業務経験と知識を有するとともに、2018年、当社取締役執行役員に就任し、取締役常務執行役員を経て、2022年4月より代表取締役社長に就任しております。引き続き、当社の取締役として、その知見を活かしていけるものと判断しております。			
2	やなぎ だ しょう いち 柳 田 祥 一 (1959年1月31日)	1981年 4 月 当社入社 2012年 4 月 当社執行役員京浜事業部長 2015年 6 月 当社取締役執行役員京浜事業部長 2018年 4 月 当社取締役常務執行役員 (現在に至る) 【担当】 特命事項担当（コンテナ船社、コンテナターミナル、港運業界）	17,000株
[取締役候補者とした理由] 当社の事業部門において、豊富な業務経験と知識を有するとともに、2015年、当社取締役執行役員に就任し、2018年4月より取締役常務執行役員に就任しております。引き続き、当社の取締役として、その知見を活かしていけるものと判断しております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	し ば のぶ ひろ 斯波 伸 宏 (1959年2月2日)	1983年4月 当社入社 2011年10月 当社環境営業部長 2013年4月 当社執行役員東京陸運事業部長 2014年4月 当社執行役員関東事業部長 2017年6月 当社取締役執行役員 2019年4月 当社取締役常務執行役員 (現在に至る) 【担当】 人事部、経理部、海外企画部、関東事業部	3,000株
[取締役候補者とした理由] 当社の財務・会計部門、事業部門及び営業部門において、豊富な業務経験と知識を有するとともに、2017年、当社取締役執行役員に就任し、2019年4月より取締役常務執行役員に就任しております。引き続き、当社の取締役として、その知見を活かしていただけるものと判断しております。			
4	お ぐま けい じ 小 熊 佳 司 (1960年9月11日)	1984年4月 当社入社 2011年6月 関東エアーカーゴ株式会社代表取締役社長 2016年4月 当社中部事業部長 2017年4月 当社執行役員中部事業部長 2018年4月 当社執行役員京浜事業部長 2018年6月 当社取締役執行役員京浜事業部長 2021年4月 当社取締役常務執行役員営業本部長 (現在に至る) 【重要な兼職の状況】 横浜液化ガスターミナル株式会社 代表取締役副社長	20,300株
[取締役候補者とした理由] 当社の事業部門及び子会社の経営において、豊富な業務経験と知識を有するとともに、2018年、当社取締役執行役員に就任し、2021年4月より取締役常務執行役員に就任しております。引き続き、当社の取締役として、その知見を活かしていただけるものと判断しております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
5	なか やま のり あき 中山典昭 (1959年7月5日)	1982年4月 小野田セメント株式会社入社 2015年4月 太平洋セメント株式会社 セメント事業本部管理部長 2017年4月 当社入社 当社経営戦略部長 2018年4月 当社執行役員経営戦略部長 2019年4月 当社執行役員企画管理部長 2019年6月 当社取締役執行役員企画管理部長 2020年4月 当社取締役執行役員 2022年4月 当社取締役常務執行役員 (現在に至る) 【担当】 サステナビリティ推進部、企画管理部、 海運事業部	5,000株
[取締役候補者とした理由] 太平洋セメント株式会社の営業部門及び管理部門並びに当社の管理部門において、豊富な業務経験と知識を有するとともに、2019年、当社取締役執行役員に就任し、2022年4月より取締役常務執行役員に就任しております。引き続き、当社の取締役として、その知見を活かしていただけるものと判断しております。			
6	ね づ よし あき 根津由明 (1963年10月8日)	1988年10月 当社入社 2017年6月 当社関東事業部長 2019年4月 当社執行役員関東事業部長 2021年4月 当社上席執行役員京浜事業部長 2023年4月 当社常務執行役員 (現在に至る) 【担当】 京浜事業部、中部事業部、九州事業部	3,000株
[取締役候補者とした理由] 当社の事業部門において、豊富な業務経験と知識を有しており、当社の取締役として、その知見を活かしていただけるものと判断しております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
7	<p>おおすぎ ひでお 大杉 秀雄 (1946年6月19日)</p>	<p>1975年3月 公認会計士登録 2010年7月 公認会計士大杉秀雄事務所開業 (現在に至る) 2016年6月 当社取締役 (現在に至る) 【重要な兼職の状況】 公認会計士大杉秀雄事務所 公認会計士</p> <p>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割] 長年にわたる公認会計士としての豊富な業務経験を通して、企業財務及び会計に関する幅広い見識を有しており、主に公認会計士としての客観的な視点から経営全般の意思決定をサポートしていただくことを期待しております。なお、2016年より当社社外取締役に就任しており、引き続き、当社の社外取締役として、その職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p>	0株
8	<p>よしだ みのる 吉田 稔 (1958年11月27日)</p>	<p>1982年4月 株式会社第一勧業銀行入行 2007年4月 株式会社みずほコーポレート銀行 トランザクション業務管理部長 2010年8月 みずほインターナショナルビジネスサービス 株式会社上席執行役員 2016年4月 みずほビジネスパートナー株式会社常勤監査役 2020年6月 同社顧問 2022年6月 当社取締役 (現在に至る)</p> <p>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割] 長年にわたる金融機関での豊富な業務経験や監査業務等の経験を通して、企業財務及び会計に関する幅広い見識を有しており、客観的な視点から経営全般の意思決定をサポートしていただくことを期待しております。なお、2022年より当社社外取締役に就任しており、引き続き、当社の社外取締役として、その職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p>	0株

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
9	かつみかずひろ 勝海和弘 (1961年3月1日)	1983年4月 大阪商船三井船舶株式会社入社 2013年6月 商船三井興産株式会社取締役執行役員 2016年4月 MOLエンジニアリング株式会社取締役 2019年6月 同社常務取締役 2021年4月 MOLマリン&エンジニアリング株式会社常務取締役 2022年4月 同社取締役常務執行役員 2022年6月 当社取締役 (現在に至る)	0株
[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割] 当社と同業界において長年にわたる豊富な業務経験と知識を有しているほか、企業経営に携わってきた経営経験を有しており、客観的な視点から経営全般の意思決定をサポートしていただくことを期待しております。なお、2022年より当社社外取締役に就任しており、引き続き、当社の社外取締役として、その職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。			

- (注) 1.当社は、候補者小熊佳司が代表取締役副社長を務める横浜液化ガスターミナル株式会社に対し、土地を賃貸しております。
- 2.他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 3.候補者大杉秀雄氏、吉田稔氏及び勝海和弘氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。
- 4.候補者大杉秀雄氏、吉田稔氏及び勝海和弘氏は、社外取締役候補者であります。
 なお、3氏は東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として届け出ており、本定時株主総会で再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
- 5.候補者大杉秀雄氏の当社社外取締役在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって7年であります。
- 6.候補者吉田稔氏及び勝海和弘氏の当社社外取締役在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって1年であります。
- 7.当社と候補者大杉秀雄氏、吉田稔氏及び勝海和弘氏は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、600万円又は同法第425条第1項が規定する額のいずれか高い額に限定するものとしております。
 なお、上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意且つ重大な過失がないときに限るものとしております。
 各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
- 8.当社は、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。本定時株主総会で再任が承認された場合、再任する候補者はすでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。
 また、本定時株主総会で新任する候補者の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第3号議案

監査役2名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役志々目昌史氏の任期が満了いたします。

つきましては、監査体制の強化・充実を図るために1名を増員し、監査役2名の選任をお願いするものであります。本議案が承認可決されますと、在任中の監査役を含め4名となります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	<p>【再任】 志々目 昌史 (1955年2月16日)</p>	<p>1986年4月 弁護士登録 1997年10月 志々目法律事務所開設 (現在に至る) 2019年6月 当社監査役 (現在に至る) 【重要な兼職の状況】 志々目法律事務所 弁護士 澁澤倉庫株式会社 社外監査役 株式会社横河ブリッジホールディングス 社外 監査役</p>	0株
	<p>【社外監査役候補者とした理由】 弁護士として、専門的な知識及び経験を有しており、長年にわたる弁護士活動を通して、企業法務と経営実務に関する幅広い見識を有しております。同氏は会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、引き続き、当社の社外監査役として、その職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
2	<p>【新任】 前田安彦 (1956年12月6日)</p>	<p>1979年4月 当社入社 2007年10月 当社営業推進部長 2008年6月 当社海運事業部長 2012年4月 当社執行役員海運事業部長 2013年4月 当社常務執行役員海運事業部長 2013年6月 当社取締役常務執行役員海運事業部長 2014年7月 当社取締役常務執行役員 2021年4月 当社取締役専務執行役員 2022年4月 当社取締役 2022年6月 当社顧問 (現在に至る)</p>	41,200株
<p>[監査役候補者とした理由] 当社の事業部門、営業部門及び海外現地法人の経営において、豊富な業務経験と知識を有しており、2013年に当社取締役常務執行役員に就任し、取締役専務執行役員を歴任しております。上記の理由により、当社の監査役として、その職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p>			

- (注) 1.候補者志々目昌史氏、前田安彦氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2.候補者志々目昌史氏は、社外監査役候補者であります。なお、志々目昌史氏は東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として届け出ており、本定時株主総会で再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
3.候補者志々目昌史氏の当社社外監査役在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって4年であります。
4.当社は、候補者志々目昌史氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項に定める責任限定契約を継続する予定であります。
また、本定時株主総会で候補者前田安彦氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で同様に責任限定契約を締結する予定であります。
同契約の概要は、監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、600万円又は同法第425条第1項が規定する額のいずれか高い額に限定するものとしております。
また、上記の責任限定が認められるのは、当該監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意且つ重大な過失がないときに限るものとしております。
5.当社は、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。本定時株主総会で候補者志々目昌史氏の再任が承認された場合、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。
また、本定時株主総会で候補者前田安彦氏の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以上

(ご参考) 第122回定時株主総会後の経営体制

第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決された場合の経営体制は、以下のとおりであります。

氏名	役職	社外独立	特に期待する分野・スキル						
			企業経営	国際性	事業戦略	営業	財務・会計	法務・コンプライアンス	サステナビリティ・ESG
松井 伸介	代表取締役社長		○		○	○		○	○
柳田 祥一	取締役常務執行役員		○		○	○			○
斯波 伸宏	取締役常務執行役員			○	○		○		○
小熊 佳司	取締役常務執行役員			○	○	○			○
中山 典昭	取締役常務執行役員				○	○		○	○
根津 由明	取締役常務執行役員				○	○			○
大杉 秀雄	取締役	●	○				○	○	○
吉田 稔	取締役	●	○	○			○	○	○
勝海 和弘	取締役	●	○		○		○		○
大田 耕作	常勤監査役	●	○					○	○
志々目 昌史	監査役	●						○	
三塚 一彦	監査役	●	○				○	○	
前田 安彦	監査役			○	○	○			○

※ 上記は、各役員に特に期待する分野・スキルであり、各役員の有するすべてのスキル・専門的知見を表すものではありません。

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に伴う行動制限や入国制限が緩和されたことにより社会経済活動は正常化へと進んだものの、長期化するウクライナ情勢が起因となる資源・エネルギー価格の高騰や、世界的な金融引き締め等を背景とした急激な円安による物価の高騰が続き、依然として不安定な状況で推移しました。

物流業界では、生産関連貨物について、機械投資は減少しているものの、企業の設備投資意欲には底堅さが見られ、設備投資は増加基調を維持しました。また、建設関連貨物については、公共投資が底堅く推移した一方で、住宅投資の伸び悩みを受けて弱い荷動きとなりました。

また、国際貨物輸送では、輸出は、世界経済の回復が鈍化していることを背景に、全体的に弱い荷動きとなりました。輸入は、個人消費が緩やかに持ち直していること等を背景に回復基調で推移しました。

このような環境の下、当社グループは、中期経営計画の基本戦略に基づき、デジタルトランスフォーメーションを推進するための社内インフラの整備やESG経営推進に係る基本方針の決定や活動内容の検討、営業部門間の連携による国内外の新規案件の獲得等に努めました。

以上の結果、当期の営業収益は、414億6千7百万円と前期に比べ18億5千3百万円(4.7%)の増収となり、営業利益は6億6千6百万円と前期に比べ1千7百万円(2.6%)の減益、経常利益は9億4千1百万円と前期に比べ5千1百万円(5.8%)の増益となりました。

また、親会社株主に帰属する当期純利益は、固定資産の減損損失が増加したこと等により1億9千7百万円と前期に比べ4億3千8百万円(68.9%)の減益となりました。

当期における事業別の概況は、次のとおりです。

<物流事業>

物流事業におきましては、国際貨物について、昨年11月から新規航路の取扱いを開始したことにより貨物の取扱量が増加しました。また、海上輸送の運航スケジュールが次第に回復したこと等により、海上コンテナの取扱量は総じて増加しました。一方で、引き続きエネルギー価格の上昇による動力燃料費の増加や、トランステナ入替工事による他社施設使用に伴う費用も増加しました。ロシア・中央アジア関連貨物については、新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢等の影響により、ロシア向けの生産関連貨物や消費財関連貨物の取扱量は引き続き減少しましたが、中央アジア向けの自動車関連貨物や新規輸送案件等の取扱量は引き続き増加しました。一方で、欧州向けの設備輸送案件が終了したことにより取扱量は総じて減少しました。

液体輸送関連貨物については、堅調に推移したことにより取扱量は増加しました。

また、国内貨物については、建設資材価格が上昇している影響等により、建材関連貨物が弱い荷動きとなり、陸上輸送の取扱量が減少したものの、カーフェリー輸送が堅調に推移したことにより、総じて取扱量は増加しました。

これらの結果、物流事業の営業収益は、315億8千2百万円と前期に比べ11億5千2百万円(3.8%)の増収となりました。

<海運事業>

海運事業におきましては、内航船について、セメント船は、民間設備投資は一定の需要があったものの、資材価格や労務費用の高騰等により、計画延期や再検討を懸念する動きを背景に取扱量が減少しました。内航貨物船は、一般貨物船において、建設発生土や石膏等の輸送量が増加しましたが、燃料価格や用船料の高騰により費用が増加しました。粉体船においては、石炭灰発生量の増加に伴い、取扱量は増加しました。外航船は、一般貨物船において航海数は横ばいで推移したものの、運賃高騰の影響により収益は増加しました。

これらの結果、海運事業の営業収益は、90億7百万円と前期に比べ7億1千2百万円(8.6%)の増収となりました。

<不動産事業>

不動産事業におきましては、保有資産の適正な維持管理を行いました。

これらの結果、不動産事業の営業収益は、6億5千8百万円と前期とほぼ同額となりました。

<その他事業>

その他事業におきましては、植物工場のある東海地方において、全国的に蔓延していた病害虫被害が発生した影響により、収穫量は減少しました。一方で、生産性向上や費用削減を図るため、施設内1棟の稼働を一時的に休止したことにより、人件費、燃料費及び関連費用が総じて減少しました。

これらの結果、その他事業の営業収益は、2億1千8百万円と前期に比べ1千1百万円(4.8%)の減収となりました。

事業別の営業収益及び構成比は、次のとおりです。

事業別	営業収益	構成比
物流事業	31,582百万円	76.2%
海運事業	9,007百万円	21.7%
不動産事業	658百万円	1.6%
その他事業	218百万円	0.5%
合計	41,467百万円	100.0%

(2) 設備投資等の状況

当期は、倉庫の拡充や改修による機能強化、貨物自動車をはじめとした輸送設備・荷役機器等の購入等を実施いたしました。

これらの総額は、11億9千8百万円であり、自己資金及び借入金で賄いました。

次期の主な設備投資としては、既存倉庫機能の強化、新倉庫の建設等を予定しております。

(3) 資金調達の状況

当期は、長期借入金及び短期借入金により41億2百万円を資金調達いたしました。

一方、長期借入金、短期借入金及び長期未払金を39億1千5百万円返済いたしました。

この結果、当社グループの連結有利子負債残高は、78億9千8百万円と前期に比べ1億8千6百万円増加いたしました。

(4) 対処すべき課題

2023年度のわが国経済は、社会経済活動の正常化を背景に、内需を中心に持ち直しの動きが期待されるものの、世界的な金融引き締めや世界経済の鈍化による景気の下押しリスクの影響が懸念され、引き続き不透明な状況で推移するものと予想されます。

当社グループを取り巻く事業環境は、競争の激化や物価の高騰等によるコストの増加が継続する中、デジタルトランスフォーメーション及びESGの重要性の高まり等により、大きく変化していくものと考えます。

中期経営計画『ステップアップ AZUMA2023』の最終年度である次期の見通しについては、現時点で入手可能な情報に基づき、各種影響額を損益に織込んだ結果、営業収益は、ロシア・中央アジア向けの貨物減少が見込まれるものの、海上コンテナ取扱増加への対応や液体輸送サービスの拡充により、419億8千5百万円と前期に比べ5億1千7百万円(1.2%)の増収、営業費用は、増収に伴うコスト増加のほか人件費や燃料費等の増加を見込み、販売費及び一般管理費は、ICT投資及びウィズコロナを想定した営業活動や教育訓練費用の増加を見込んだ結果、営業利益は、7億3千9百万円と前期に比べ7千3百万円(11.0%)の増益、経常利益は、持分法による投資利益の減少を見込み8億5千1百万円と前期に比べ8千9百万円(9.5%)の減益、親会社株主に帰属する当期純利益は、5億2千1百万円と前期に比べ3億2千3百万円(163.7%)の増益と予想しております。

中期経営計画の概要は、次のとおりです。

中期経営計画『ステップアップAZUMA2023』

1. 基本方針

将来を見据えた拡大事業を中心に経営資源を集中することで、収益力と資本効率の向上を目指す3年間とします。

2. 基本戦略 ～ESG経営からSDGs達成に貢献する。～

(1) 企業基盤の強化

- ▶ グループ経営体制再構築：グループ本社機能の最適化、ガバナンスの強化
- ▶ 新たな生活様式の実践：在宅勤務体制確立、デジタルインフラ整備
- ▶ 人財育成・活用：営業力強化、現場力強化、女性活躍、グローバル人財・幹部候補育成

(2) グループ営業体制の推進

- ▶ 事業戦略：拡大事業を中心とした付加価値を付けた最適サービスの創出
- ▶ ネットワーク戦略：グループネットワークの拡大及び活用

(3) 事業ポートフォリオ別戦略の実行

- ▶ 拡大事業（倉庫、不動産、フェリー、環境、国際、新規）：
積極的設備・人財投資による事業規模拡大
- ▶ 基盤事業（海運、コンテナターミナル、輸出入・通関）：事業規模維持と利益最大化
- ▶ 最適化事業（建材等輸送、コンテナドレイ、アグリ、その他）：利益安定化

株主の皆様には、今後とも、当社グループに格別のご理解と、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	2019年度 第119期	2020年度 第120期	2021年度 第121期	2022年度 第122期(当期)
営 業 収 益	42,005百万円	39,001百万円	39,613百万円	41,467百万円
経 常 利 益	487百万円	734百万円	889百万円	941百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	272百万円	393百万円	635百万円	197百万円
1株当たり当期純利益	9.80円	14.16円	22.85円	7.10円
純 資 産	14,988百万円	15,469百万円	16,133百万円	16,317百万円
総 資 産	36,030百万円	36,000百万円	37,353百万円	37,545百万円
1株当たり純資産額	537.06円	554.43円	577.22円	581.21円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額につきましては、小数点第三位を四捨五入して表示しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第121期の期首から適用しており、第121期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	2019年度 第119期	2020年度 第120期	2021年度 第121期	2022年度 第122期(当期)
営 業 収 益	35,498百万円	33,101百万円	33,471百万円	34,690百万円
経 常 利 益	422百万円	720百万円	857百万円	697百万円
当期純利益又は当期純損失(△)	242百万円	401百万円	467百万円	△21百万円
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)	8.70円	14.45円	16.81円	△0.77円
純 資 産	13,349百万円	13,776百万円	14,193百万円	14,098百万円
総 資 産	31,359百万円	31,687百万円	32,914百万円	32,913百万円
1株当たり純資産額	480.02円	495.38円	510.03円	505.63円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失及び1株当たり純資産額につきましては、小数点第三位を四捨五入して表示しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第121期の期首から適用しており、第121期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
近畿港運株式会社	40百万円	96.7%	港湾運送業
イースタンマリンシステム株式会社	50百万円	100%	船舶貸渡業
豊前久保田海運株式会社	10百万円	100%	内航海運業
アヅマ・ロジテック株式会社	100百万円	100%	貨物自動車運送事業
関東エアーカーゴ株式会社	30百万円	100%	貨物自動車運送事業
タンデム・ジャパン株式会社	50百万円	51.0%	国際複合一貫輸送業
東成マリン株式会社	20百万円	100%	船員派遣事業
A Z M M A R I N E S . A .	1,000USドル	100%	外航海運業
東華貨運代理(青島)有限公司	930万人民元	100%	国際貨物輸送代理業

(7) 主要な事業内容

① 物流事業

港湾運送業	海運貨物の受渡、港湾荷役、船運送及び荷捌保管業務
陸上運送業	一般貨物自動車、大型トレーラ車、バラセメント車等による貨物の運送及びコンテナ輸送並びに引越業務
倉庫業	寄託貨物の倉庫における保管業務
倉庫・工場内作業請負業	得意先の倉庫・工場内における貨物の保管、移動、梱包及び搬出入業務
通関業	輸出入貨物の税関に対する通関手続代行業務
航空貨物取扱業	航空貨物の集貨、受渡などの取扱業務
船舶代理店業	内外船社の運航及び集貨の代理店業務
国際複合一貫輸送業	輸出入貨物の海外一貫輸送の取扱業務

② 海運事業

海運業	セメント専用船並びに一般貨物船による内航及び外航輸送業務
船員派遣業	旅客船の配乗業務

③ 不動産事業

不動産業	不動産の賃貸業務
------	----------

④ その他事業

農産物生産・販売業	農産物の生産管理及び販売業務
-----------	----------------

(8) 主要な営業所

① 当 社

名 称	所 在 地
本 社	東 京 都 中 央 区
京 浜 事 業 部	東 京 都 大 田 区
関 東 事 業 部	千 葉 県 千 葉 市
中 部 事 業 部	愛 知 県 名 古 屋 市
九 州 事 業 部	福 岡 県 北 九 州 市
海 運 事 業 部	東 京 都 中 央 区
東 京 陸 運 事 業 部	東 京 都 江 東 区

② 子会社

名 称	所 在 地
近 畿 港 運 株 式 会 社	大 阪 府 大 阪 市
イースタンマリンシステム株式会社	大 分 県 大 分 市
豊前久保田海運株式会社	福 岡 県 北 九 州 市
アヅマ・ロジテック株式会社	東 京 都 江 東 区
関東エアーカーゴ株式会社	埼 玉 県 さ い た ま 市
タンデム・ジャパン株式会社	神 奈 川 県 横 浜 市
東成マリン株式会社	東 京 都 中 央 区
A Z M M A R I N E S . A .	パ ナ マ 共 和 国 パ ナ マ 市
東華貨運代理(青島)有限公司	中 華 人 民 共 和 国 青 島 市

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数
832名	35名増

(注) 従業員数には、臨時従業員202名が含まれておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数
587名	23名増

(注) 従業員数には、臨時従業員189名が含まれておりません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	2,070百万円
三井住友信託銀行株式会社	1,086百万円
株式会社みずほ銀行	805百万円
株式会社日本政策投資銀行	669百万円
神奈川県横浜市	622百万円
株式会社山口銀行	565百万円
株式会社りそな銀行	462百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 96,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 28,923,000株 (自己株式 582,680株含む)
- (3) 株 主 数 24,155名
- (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持株比率
太 平 洋 セ メ ン ト 株 式 会 社	11,100千株	39.17%
鈴 与 建 設 株 式 会 社	3,800千株	13.41%
鈴 与 株 式 会 社	1,000千株	3.53%
む さ し 証 券 株 式 会 社	960千株	3.39%
株 式 会 社 商 船 三 井	880千株	3.11%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	650千株	2.30%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	552千株	1.95%
SMBC 日 興 証 券 株 式 会 社	335千株	1.18%
東 海 運 持 株 会	316千株	1.12%
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	300千株	1.06%
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	300千株	1.06%

- (注) 1. 持株比率は、自己株式を除き、小数点第三位を四捨五入して計算しております。
 2. 当社は、自己株式582,680株を保有しておりますが上記大株主から除いております。
 なお、自己株式には、株式報酬制度「役員向け株式交付信託」の信託財産として、当該信託が保有する株式457,300株は含まれておりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、2019年6月27日開催の第118回定時株主総会の決議を経て、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、当社取締役（社外取締役を除く）を対象に、株式交付信託を用いた株式報酬制度を導入しております。

なお、当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区 分	株 式 数	交付対象者数
取 締 役 (社 外 取 締 役 を 除 く)	54,667 株	2 名

- (注) 2023年3月31日現在における役員向け株式交付信託が保有する当社株式は457,300株です。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2023年3月31日現在）

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
松井伸介	代表取締役社長	監査部管掌	
長島康雄	取締役会長		
柳田祥一	取締役常務執行役員	京浜事業部、中部事業部、九州事業部担当	
斯波伸宏	取締役常務執行役員	人事部、経理部、海外企画部、関東事業部担当	
小熊佳司	取締役常務執行役員	営業本部長、東京陸運事業部担当	横浜液化ガスターミナル株式会社 代表取締役副社長
中山典昭	取締役常務執行役員	サステナビリティ推進部、企画管理部、コンプライアンス統括部、海運事業部担当	
大杉秀雄	取締役		公認会計士大杉秀雄事務所 公認会計士
吉田稔	取締役		
勝海和弘	取締役		
大田耕作	常勤監査役		
志々目昌史	監査役		志々目法律事務所 弁護士、 澁澤倉庫株式会社 社外監査役、 株式会社横河ブリッジホールディングス 社外監査役
三塚一彦	監査役		三塚一彦税理士事務所 税理士

- (注) 1. 取締役大杉秀雄氏、吉田稔氏及び勝海和弘氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役大田耕作氏、志々目昌史氏及び三塚一彦氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役大杉秀雄氏、吉田稔氏及び勝海和弘氏並びに監査役大田耕作氏、志々目昌史氏及び三塚一彦氏は、東京証券取引所に届け出ている独立役員であります。
4. 監査役三塚一彦氏は、税理士として、専門的な経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 当事業年度末日後に、次のとおり異動がありました。

氏名	会社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況		異動年月日
	異動後	異動前	
長島 康雄	取締役 特命事項担当	取締役会長	2023年4月1日
柳田 祥一	取締役常務執行役員 特命事項担当 (コンテナ船社、コンテナ ターミナル、港運業界)	取締役常務執行役員 京浜事業部、中部事業部、 九州事業部担当	同上
小熊 佳司	取締役常務執行役員 営業本部長	取締役常務執行役員 営業本部長、東京陸運事業部担 当	同上
中山 典昭	取締役常務執行役員 サステナビリティ推進部、企画 管理部、海運事業部担当	取締役常務執行役員 サステナビリティ推進部、企画 管理部、コンプライアンス統括 部、海運事業部担当	同上

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を社外取締役及び監査役全員との間で締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、600万円又は法令に定める最低限度額のうちいずれか高い額となります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。

当該保険契約の被保険者は当社取締役、監査役及び国内外連結・非連結子会社取締役、監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、経営目標を達成するために、直近の業績のみならず、中長期的な成果をも重視すべきであると考えております。取締役の報酬体系並びに報酬水準を決定するにあたっては、これらを勘案し、報酬がインセンティブとして有効に機能することを決定方針としております。また、個々の報酬につきましては、役職、職責、役割に応じて報酬額を決定しております。なお、上記決定方針は、2021年2月25日の取締役会において決議しております。

社内取締役の報酬は、経営目標の達成成果を考慮し、当社従業員の給与水準を勘案したうえで報酬委員会にて決定しており、固定報酬及び株式報酬にて支給しております。固定報酬及び株式報酬の支給割合は、おおよそ9：1としております。

社外取締役の報酬は、報酬委員会の協議にて決定し、客観的な視点で経営判断を監視する観点から、固定報酬として基本報酬のみを支給しております。

監査役の報酬は、監査役の協議にて決定し、高い独立性の確保の観点から、固定報酬として基本報酬のみを支給しております。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っており、取締役会は経営目標の達成成果を考慮し、決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2006年6月28日であり、決議の内容は、取締役月額報酬総額の上限を3千万円以内（ただし、定款で定める取締役の人数は15名以内とし、使用人兼務役員の使用人給与は含まない。）、監査役年間報酬総額の上限を3.5百万円以内（定款で定める監査役の人数は4名以内とする。）とするものです。当該定時株主総会終結時点の員数は取締役（社外取締役を除く。）8名、監査役3名です。

なお、上記報酬限度額とは別枠で2019年6月27日開催の株主総会において、株式報酬制度の導入を決議しており、当社取締役（社外取締役を除く。）を対象とする株式報酬の付与ポイントの上限を1事業年度あたり139,000ポイント（1ポイント＝当社株式1株とする。）以内とするものです。当該定時株主総会終結時点の員数は取締役（社外取締役を除く。）9名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役報酬を公正に決定することを目的として報酬委員会を設置しており、報酬の最終決定を同委員会に委任することとしております。

なお、同委員会において委員長を務める代表取締役社長 松井伸介（監査部管掌）、社外取締役 大杉秀雄氏、社外取締役 吉田稔氏、社外取締役 勝海和弘氏で構成され、委員の過半数を社外取締役とすることにより、客観性や報酬決定のプロセスにおける透明性及び独立性を確保しております。

④ 非金銭報酬等に関する事項

当社は、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、株式交付信託を用いた株式報酬制度を導入しております。

本株式報酬制度の概要は、次のとおりです。

① 対象者	当社取締役（社外取締役を除く。）
② 対象期間	2019年6月28日から2024年6月の定時株主総会終結の日まで
③ ②の対象期間において、①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金187.5百万円
④ 当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
⑤ ①の対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり139,000ポイント （1ポイント＝当社株式1株）
⑥ ポイント付与基準	役位等に応じたポイントを付与
⑦ ①の対象者に対する当社株式の交付時期	原則として退任時

⑤ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	株式報酬	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役	221,539	201,465	20,074	20,074	12
監査役	26,736	26,736	—	—	3
(うち社外役員)	(42,522)	(42,522)	(—)	(—)	(7)

- (注) 1. 取締役に対する非金銭報酬等の総額の内訳は、すべて株式報酬です。
 2. 2022年6月29日開催の第121回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役2名、社外取締役1名に対する報酬等の額及び員数が含まれております。
 3. 上記報酬の他、2022年4月1日から2023年3月31日までの期間において、使用人兼務役員に支払った使用人給与相当額はございません。
 4. 株式報酬の交付状況は、「2.会社の株式に関する事項」に記載のとおりです。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

各社外役員の重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

② 社外役員の事業年度中の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	大 杉 秀 雄	当期において開催された取締役会21回のうち21回に出席し、必要に応じて、主に公認会計士としての専門的見地から、当社の企業財務及び会計分野についての発言を行っております。
取締役	吉 田 稔	取締役就任後、当期において開催された取締役会16回のうち16回に出席し、必要に応じて、主に金融機関での豊富な経験を踏まえ、企業財務及び会計分野についての発言を行っております。
取締役	勝 海 和 弘	取締役就任後、当期において開催された取締役会16回のうち16回に出席し、必要に応じて、主に他社の取締役としての経験を踏まえ、議案審議等に際し発言を行っております。

区分	氏名	主な活動状況
監査役	大田耕作	当期において開催された取締役会21回のうち21回に、監査役会14回のうち14回に出席し、必要に応じて、主に他社の取締役としての経験を踏まえ、議案審議等に際し、適宜発言を行っております。
監査役	志々目昌史	当期において開催された取締役会21回のうち20回に、監査役会14回のうち14回に出席し、必要に応じて、主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築及び改善についての発言を行っております。
監査役	三塚一彦	当期において開催された取締役会21回のうち20回に、監査役会14回のうち14回に出席し、必要に応じて、主に税理士としての専門的見地から、当社の企業財務及び会計分野についての発言を行っております。

(注) 2022年6月29日に退任した取締役彌富悠子氏は、当期において在任期間中に開催された取締役会5回のうち5回に出席し、必要に応じて、主に弁護士としての専門的見地から、当社の企業法務及び経営実務についての発言を行っております。

③ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役大杉秀雄氏は、公認会計士として企業財務及び会計分野に関する豊富な経験を有しており、当該視点から経営全般の意思決定をサポートしていただくことを期待しており、当社取締役会において当該視点から積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。

取締役吉田稔氏は、金融機関において企業財務及び会計分野に関する豊富な経験を有しており、当該視点から経営全般の意思決定をサポートしていただくことを期待しており、当社取締役会において当該視点から積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。

取締役勝海和弘氏は、当社と同業界においての豊富な経験を有するほか、企業経営に携わってきた経営経験を有しており、当該視点から経営全般の意思決定をサポートしていただくことを期待しており、当社取締役会において当該視点から積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 会計監査人としての報酬等の額

42,000千円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

42,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要性があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、その決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、上記場合のほか、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由のいずれかに該当し、解任することが相当と認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、上記の体制について、取締役会において決議しております。

当社は、業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性、法令遵守を確保するため、コーポレートガバナンスと有機的に一体となった内部統制システムを以下の方針に基づき整備するものとし、既存の規程、組織及び運用方法を継続的に改善いたします。

(1) 当社の役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令、定款はもちろんのこと、経営理念、行動指針、社内規程をはじめ企業倫理を遵守し、自律的に管理できる企業風土を醸成するための体制を整備するものいたします。

具体的には、コンプライアンス規程、内部通報規程、コンプライアンスマニュアルに基づき、コンプライアンス委員会を中心に、計画の策定、その実施・確認、社内通報への対応、法令違反事件についての調査・是正措置及び再発防止策の実施並びにそのフォローアップ、社内教育などを行います。

また、当社は、反社会的勢力に対し、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断するとともに、警察や公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会などと連携し、反社会的勢力の排除に協力いたします。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、透明で公正な事業活動を行うため、法令、定款、証券取引所規則及び社内規程に基づき、情報を適切に管理できる体制を整備するものいたします。

具体的には、取締役会規程、経営会議規程、文書管理規程、情報セキュリティ基本規程、個人情報保護規程などに基づき、文書をはじめ種々の情報を適切に取得、作成、処理、保管・保存及び廃棄いたします。

また、円滑な情報伝達のため、コンピュータシステム及びネットワークを整備・活用し、電子文書管理システムを導入するなど、情報が迅速且つ効率的に共有できる仕組みを整備していくものいたします。

さらに、当社は上場企業として、市場から信頼を得るため、東京証券取引所が定める適時開示規則及び社内にて定める情報開示基本方針に基づき、会社情報の適時・適切な開示を行うとともに、インサイダー情報についても、インサイダー情報管理規程に基づき適切に管理するものいたします。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社の企業価値の最大化と継続的発展を阻害するリスクを適切にコントロールするとともに、リスクが顕在化した場合において、適切な活動をもって対応することにより、当社の被害を最小限とするため、リスク管理体制を整備するものいたします。

具体的には、リスク管理基本方針、リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会を推進組織として、その適切な運用を図るものといたします。

また、契約の締結にあたっては、法務担当部門が内容の審査を行うものといたします。

さらに、経理規程、防災規程、与信管理規程、情報セキュリティ基本規程、安全衛生管理規程などにより、個別の重大なリスクに対応するものといたします。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役による取締役会での意思決定、それに基づく職務執行及びその職務執行の監督が効率的に行われるよう、コーポレートガバナンスを適切に構築するとともに、職務執行に係る組織及び戦略に関する体制を整備するものといたします。

具体的には、意思決定については、取締役会規程及び経営会議規程に基づき、適正な手続きにより行うものといたします。また、経営会議を設置することなどで、意思決定が効率的に行われる仕組みといたします。

職務執行については、業務規程、職務権限・責任規程に基づき、本部・部・室・事業部などの組織を整備するとともに、代表取締役から各ライン、末端までの業務の委任関係について責任と権限を明確にし、職務執行が適切かつ有効に実施できる体制といたします。また、当社は、経営戦略を具体化するために、中期経営計画を策定し、それを事業年度ごとの年度計画に落とし込み、予算制度や人事制度とリンクした形で各組織に下方展開するものといたします。

各組織の職務執行については、内部監査規程に基づき、内部監査部門が、内部監査組織として監査を行うことなどにより、その適切性・有効性を確保するものといたします。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における内部統制システム

当社は、当社グループ各社の自立性を尊重する中で、経営戦略を共有化し、グループの企業価値を持続的に向上できるよう、グループにおける内部統制システムを整備するものといたします。

① 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、当社が定める関係会社管理規程により、子会社の財務諸表、事業報告その他の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項について当社への定期的な報告を義務付けるものといたします。

また、子会社社長が出席する各種会議体などの場を利用し、情報交換を行う中でグループ経営を推進するものといたします。

② 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理委員会を開催し、子会社におけるリスクの把握及び管理に努めるものといたします。

子会社は、重大な危機が発生した場合、直ちに当社のリスク管理委員会に報告し、当社は事案に応じた支援を行うものといたします。

また、子会社は、リスク管理に係る体制を整備し、当社はその適正な運用を確保するため、子会社の役職員に対してリスク管理に関する研修などを行うものといたします。

③当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、グループ経営の円滑且つ確実な推進のため当社における子会社の担当取締役及び所管部署を選任し、子会社との密接な連携のもと、必要な助言・提言を行うものいたします。

また、当社はグループ中期経営計画を策定し、子会社に展開し、グループ全体の効率的な運営を行うものいたします。

④当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社より取締役又は監査役を子会社に配置し、子会社の役職員の業務執行の状況について把握するとともに、当社の内部監査部門による内部監査を実施することにより、業務の適正を確保するものいたします。

また、子会社は、法令遵守に係る体制を整備し、当社はその適正な運用を確保するため、子会社の役職員に対してコンプライアンスに関する研修などを行うものいたします。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役からその職務を補助するための使用人を置くことを求められた場合、その請求の趣旨を尊重し、適切に対応するものいたします。

(7) 当社の監査役を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役を補助する使用人を置くものとした場合、監査役監査が適正に行われるよう、取締役からの独立性を確保するものいたします。

(8) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役を補助する使用人を置くものとした場合、当該使用人の異動、処遇、懲戒について監査役と事前協議のうえ、実施するものいたします。

(9) 当社の監査役に報告するための体制

①当社の役職員が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制

当社は、監査役監査が適時・適切な情報に基づき行われることを担保するため、必要な情報をタイムリーに監査役に対し報告できる体制を整備するものいたします。

具体的には、監査役が経営会議などの重要な会議に出席できる体制とするものいたします。

また、決裁書、重要な報告書・議事録などを監査役が回覧・閲覧する仕組みとするものいたします。

さらに、監査役が、CSR統括委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、危機対策本部などにオブザーバーとして出席できるものとし、会社に生じた重要な事実についても、監査役に対して迅速に報告できる体制とするものいたします。

②当社の子会社の役職員及び役職員より内部通報を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

当社は、子会社の役職員がその業務執行に関し監査役から報告を求められた場合、迅速に報告できる体制を整備するものとしています。

また、コンプライアンス委員会は、子会社の役職員からの内部通報について、監査役に迅速に報告するものとしています。

(10) 前項の内部通報をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、子会社の役職員が監査役に当該報告を行ったことを理由として、当該役職員に対して不利益な取扱いをしないものとしています。

(11) 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、会社法第388条の規定に基づく費用の前払い又は償還の手続をした場合又は会計監査人・弁護士、その他の社外専門家に対して相談する場合、職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、その費用を負担するものとしています。

(12) その他当社の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役との情報交換を適宜行い、監査役が監査を行う上で必要な意見、要望、提案などを提出できる体制を整備するものとしています。

具体的には、取締役会、経営会議の席上はもちろん、日常において、監査役と取締役とが適宜情報交換できる環境を整備するものとしています。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) コンプライアンスに対する取組み

当社は、コンプライアンス委員会を定例開催し、当社グループのコンプライアンスの遵守の状況を定期的に確認し、継続的な改善を図るとともに、従業員を対象にコンプライアンスに関する教育を実施し、コンプライアンスの意識の向上を図りました。

また、当社は内部通報規程により内部通報窓口を設置し、法令違反その他のコンプライアンス違反に関する通報を可能とすることによりコンプライアンスの実効性の確保を図りました。

(2) 当社の取締役の職務執行の情報の保存及び管理に対する取組み

当社は、取締役会議事録、付議書その他の職務執行に関する文書について、法令及び社内規程に基づき、情報の適切な保存、管理を行いました。

(3) リスク管理に対する取組み

当社は、リスク管理委員会を定例開催し、当社グループのリスク管理の状況を定期的に確認し、的確に対応いたしました。

(4) 当社の取締役の職務執行の適正及び職務執行が効率的に行われることに対する取組み

当社は、取締役会規程に基づき、取締役会を原則として月に1回以上開催し、法令、定款及び社内規程に定められた職務執行に係る重要事項を審議し、決定するとともに経営の透明性、健全性を図りました。

(5) 当社グループにおける業務の適正の確保に対する取組み

当社は、関係会社管理規程に基づき、グループ会社の経営を管理するとともに、当社の内部監査部門によるグループ会社の業務監査を定期的実施し、業務の適正性を確保しました。

当社は、グループ会社の経営責任者を含めた経営会議を定例開催し、経営状況の把握や重要事項の検討を行いました。

(6) 当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための取組み

当社の監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準及び内部統制システムに係る監査実施基準に基づき、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べるとともに、会計監査人、内部監査部門と連携することで、監査の実効性の向上を図りました。

【備考】

百万円単位及び千円単位の記載金額並びに千株単位の株式数は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	13,858,686	流動負債	10,959,344
現金及び預金	6,255,324	営業未払金	4,426,093
受取手形	498,552	短期借入金	3,097,055
営業未収金	5,508,240	リース債務	490,945
契約資産	93,575	未払法人税等	147,001
棚卸資産	63,198	契約負債	131,963
その他	1,451,680	賞与引当金	405,903
貸倒引当金	△11,884	関係会社清算損失引当金	4,324
		その他	2,256,058
固定資産	23,686,661	固定負債	10,268,648
有形固定資産	18,735,934	長期借入金	3,692,100
建物及び構築物	6,001,311	長期末払金	1,005,776
機械装置及び運搬具	77,821	長期前受金	1,682,421
船舶	1,376,578	リース債務	1,014,431
土地	9,966,711	繰延税金負債	384,021
リース資産	1,157,102	特別修繕引当金	105,655
建設仮勘定	115,656	役員株式報酬引当金	64,549
その他	40,753	退職給付に係る負債	1,368,823
無形固定資産	1,504,634	資産除去債務	728,393
リース資産	55,948	その他	222,475
その他	1,448,686	負債合計	21,227,993
投資その他の資産	3,446,091	(純資産の部)	
投資有価証券	2,923,156	株主資本	15,513,565
長期貸付金	131,545	資本金	2,294,985
長期前払費用	26,838	資本剰余金	1,483,467
繰延税金資産	3,841	利益剰余金	12,036,475
その他	438,811	自己株式	△301,363
貸倒引当金	△78,102	その他の包括利益累計額	692,277
資産合計	37,545,347	その他有価証券評価差額金	649,154
		為替換算調整勘定	55,539
		退職給付に係る調整累計額	△12,416
		非支配株主持分	111,511
		純資産合計	16,317,354
		負債純資産合計	37,545,347

連結損益計算書 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
営業収益		
物流事業収益	31,582,217	
海運事業収益	9,007,900	
不動産事業収益	658,710	
その他事業収益	218,539	41,467,367
営業費用		
物流事業費用	28,879,959	
海運事業費用	8,367,168	
不動産事業費用	127,196	
その他事業費用	223,633	37,597,958
営業総利益		
物流事業総利益	2,702,258	
海運事業総利益	640,731	
不動産事業総利益	531,514	
その他事業総損失	5,094	3,869,409
販売費及び一般管理費		3,203,083
営業利益		666,326
営業外収益		
受取利息	8,573	
受取配当金	151,339	
持分法による投資利益	92,660	
為替差益	20,951	
受取賃貸料	41,322	
助成金収入	32,093	
保険金収入	56,118	
その他	25,417	428,476
営業外費用		
支払利息	75,522	
コミットメントフィー	4,330	
シンジケートローン手数料	21,000	
その他	52,609	153,462
経常利益		941,339

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
特別利益		
固定資産売却益	47,829	
関係会社株式売却益	8,073	
受取補償金	6,688	62,590
特別損失		
固定資産処分損	42,489	
リース解約損	472	
減損損失	407,797	
損害賠償金	20,512	471,271
税金等調整前当期純利益		532,658
法人税、住民税及び事業税	306,434	
法人税等調整額	△17,446	288,987
当期純利益		243,671
非支配株主に帰属する当期純利益		45,966
親会社株主に帰属する当期純利益		197,704

連結株主資本等変動計算書 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,294,985	1,483,467	12,067,205	△317,772	15,527,885
当期変動額					
剰余金の配当			△198,382		△198,382
親会社株主に帰属する 当期純利益			197,704		197,704
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分				16,410	16,410
持分法の適用範囲の変動			△30,051		△30,051
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					-
当期変動額合計	-	-	△30,729	16,409	△14,319
当期末残高	2,294,985	1,483,467	12,036,475	△301,363	15,513,565

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換 算調整 勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	540,271	37,146	△42,141	535,276	70,460	16,133,621
当期変動額						
剰余金の配当				-		△198,382
親会社株主に帰属する 当期純利益				-		197,704
自己株式の取得				-		△0
自己株式の処分				-		16,410
持分法の適用範囲の変動				-		△30,051
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	108,882	18,393	29,725	157,001	41,051	198,052
当期変動額合計	108,882	18,393	29,725	157,001	41,051	183,732
当期末残高	649,154	55,539	△12,416	692,277	111,511	16,317,354

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	10,891,956	流動負債	9,426,952
現金及び預金	4,260,601	営業未払金	3,834,331
受取手形	347,066	短期借入金	1,537,500
営業未収金	4,718,364	一年以内返済長期借入金	954,000
契約資産	86,470	リース債務	384,501
棚卸資産	50,668	未払金	415,773
前払費用	75,967	未払法人税等	104,085
短期貸付金	288,144	未払消費税等	59,134
未収入金	127,555	契約負債	124,591
仮払金	35,281	未払費用	386,306
立替金	912,729	前受金	79,876
貸倒引当金	△10,891	預り金	1,186,529
		賞与引当金	356,000
		関係会社清算損失引当金	4,324
固定資産	22,021,368	固定負債	9,387,865
有形固定資産	16,859,793	長期借入金	3,245,500
建物	5,399,447	長期未払金	1,001,312
構築物	546,790	長期前受金	1,682,421
機械装置	55,505	リース債務	773,249
船舶	19,719	長期預り保証金	198,474
車両運搬具	20,391	繰延税金負債	421,802
工具、器具及び備品	37,294	特別修繕引当金	32,375
土地	9,821,883	役員株式報酬引当金	64,549
リース資産	843,105	退職給付引当金	1,215,896
建設仮勘定	115,656	資産除去債務	728,393
無形固定資産	1,453,825	その他	23,891
借地権	1,307,334	負債合計	18,814,818
電話加入権	19,224	(純資産の部)	
ソフトウェア	61,952	株主資本	13,454,348
施設利用権	9,365	資本金	2,294,985
リース資産	55,948	資本剰余金	1,515,694
投資その他の資産	3,707,750	資本準備金	1,505,865
投資有価証券	2,360,721	その他資本剰余金	9,829
関係会社株式	695,748	利益剰余金	9,945,031
出資金	21,009	利益準備金	300,000
関係会社出資金	102,508	その他利益剰余金	9,645,031
長期貸付金	251,891	配当準備積立金	280,000
長期前払費用	26,632	土地圧縮積立金	1,902,558
その他投資	318,304	固定資産圧縮積立金	236,474
貸倒引当金	△69,066	別途積立金	3,900,000
		繰越利益剰余金	3,325,999
資産合計	32,913,325	自己株式	△301,363
		評価・換算差額等	644,158
		その他有価証券評価差額金	644,158
		純資産合計	14,098,506
		負債純資産合計	32,913,325

損益計算書 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
営業収益		
物流事業収益	24,814,019	
海運事業収益	8,959,292	
不動産事業収益	698,719	
その他事業収益	218,601	34,690,633
営業費用		
物流事業費用	22,593,105	
海運事業費用	8,378,061	
不動産事業費用	127,737	
その他事業費用	223,633	31,322,537
営業総利益		
物流事業総利益	2,220,914	
海運事業総利益	581,231	
不動産事業総利益	570,981	
その他事業総損失	5,032	3,368,096
販売費及び一般管理費		2,874,444
営業利益		493,651
営業外収益		
受取利息	10,334	
受取配当金	156,660	
受取賃貸料	42,472	
助成金収入	28,979	
保険金収入	38,012	
その他	34,880	311,340
営業外費用		
支払利息	50,815	
コミットメントフィー	4,330	
シンジケートローン手数料	21,000	
その他	31,050	107,196
経常利益		697,795

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
特別利益		
固定資産売却益	45,977	
関係会社株式売却益	57,911	103,888
特別損失		
固定資産処分損	42,300	
リース解約損	259	
減損損失	407,737	
関係会社株式評価損	127,519	577,817
税引前当期純利益		223,866
法人税、住民税及び事業税	257,490	
法人税等調整額	△12,234	245,256
当期純損失		21,389

株主資本等変動計算書 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位:千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	2,294,985	1,505,865	9,829	1,515,694	300,000	9,864,803	10,164,803
当期変動額							
剰余金の配当				－		△113,361	△113,361
剰余金の配当 (中間配当)				－		△85,020	△85,020
当期純損失 (△)				－		△21,389	△21,389
自己株式の取得				－			－
自己株式の処分				－			－
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)				－			－
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△219,771	△219,771
当期末残高	2,294,985	1,505,865	9,829	1,515,694	300,000	9,645,031	9,945,031

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△317,772	13,657,710	535,463	535,463	14,193,173
当期変動額					
剰余金の配当		△113,361		－	△113,361
剰余金の配当 (中間配当)		△85,020		－	△85,020
当期純損失 (△)		△21,389		－	△21,389
自己株式の取得	△0	△0		－	△0
自己株式の処分	16,410	16,410		－	16,410
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)		－	108,695	108,695	108,695
当期変動額合計	16,409	△203,362	108,695	108,695	△94,666
当期末残高	△301,363	13,454,348	644,158	644,158	14,098,506

(注) その他利益剰余金の内訳

(単位：千円)

	配当準備 積立金	土地圧縮 積立金	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	合 計
当期首残高	280,000	1,902,558	253,210	3,900,000	3,529,034	9,864,803
当期変動額						
剰余金の配当					△113,361	△113,361
剰余金の配当 (中間配当)					△85,020	△85,020
固定資産圧縮積立金の取崩			△16,735		16,735	－
当期純損失 (△)					△21,389	△21,389
当期変動額合計	－	－	△16,735	－	△203,035	△219,771
当期末残高	280,000	1,902,558	236,474	3,900,000	3,325,999	9,645,031

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

東 海運株式会社
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小林 礼 治
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 櫻 田 寛 子
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東 海運株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東 海運株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

東 海運株式会社
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小林 礼 治
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 櫻 田 寛 子
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東 海運株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第122期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第122期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月19日

東 海運株式会社 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 大 田 耕 作 ㊟

社 外 監 査 役 志々目 昌 史 ㊟

社 外 監 査 役 三 塚 一 彦 ㊟

以 上

定時株主総会会場ご案内図

会場 東京都中央区日本橋浜町三丁目22番1号
日本橋浜町Fタワープラザ3階
Fタワープラザホール



- 東京メトロ半蔵門線「水天宮前駅」 下車5番出口より徒歩5分
- 東京メトロ日比谷線「人形町駅」 下車A2出口より徒歩6分
- 都営浅草線「人形町駅」 下車A3出口より徒歩7分
- 都営新宿線「浜町駅」 下車A2出口より徒歩5分

※ 日比谷線「人形町駅」A1出口は改装工事に伴い、現在閉鎖中です。
※ 駐車場の用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。